

地域福祉保健計画「中間のまとめ」に対する意見と区のお考え方について

1 実施概要

(1) パブリックコメント

意見の募集期間	平成23年12月8日～平成24年1月10日
意見提出者数	26名
意見件数	41件

(2) 区民説明会

開催状況	平成23年12月13日（火） 文京福祉センター
	12月15日（木） 駒込地域活動センター
	12月16日（金） アカデミー湯島
	12月17日（土） 産業とくらしプラザ
参加者数	24名
意見件数	30件

2 「中間のまとめ」に対する意見と区のお考え方

別紙のとおり

障害者計画に関連する意見

1 パブリックコメント

P6～P9（障害者計画について）

P12～P18（地域福祉保健の推進計画について）

2 区民説明会

P25（障害者計画について）

文京区地域福祉保健計画「中間のまとめ」に対する意見と区の考え方

1 パブリックコメント

No.	分野	意見（原文のとおり）	区の考え方
1	高齢者・介護保険事業計画	70才以上の高齢者に対する調査がありましたが、調査に来られた方の様子を聞いてみると不十分であると感じた。	70歳以上の高齢者を対象とした、高齢者現況把握調査は、多くの方からご意見を伺うため、訪問による調査票の提出依頼を業者に委託して行いました。訪問員には事前に研修を実施しましたが、今後、同様の調査を行う場合は、調査方法や調査内容など区民の方に不快感を与えぬよう更に配慮していきます。
2	高齢者・介護保険事業計画	介護サービス事業者について、大勢の一括対応だけでなく、被介護者の状態に適合したサービスの充実が急務です。各論も充実していただきたい。	介護保険制度では、各介護サービス事業者が、利用者の状態に合った個別の介護サービス計画を作成し、サービス提供を行うことになっています。区は、介護サービス計画を適正に作成するよう事業者への定期的な実地指導や研修を行っています。 第5期（平成24年度～平成26年度）計画では、新たなサービスとして、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を計画期間中に整備し介護サービスの充実に図るとともに、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）や小規模多機能型居宅介護の整備も進めていきます。
3	高齢者・介護保険事業計画	介護ヘルパー派遣について、現在、2時間をあけての訪問となっているが、症状によって、この規定を見直し（外して）いただきたい。どうか検討のほどを。	介護保険の訪問介護サービスでは、一度に行えるサービスを複数回に分割して行うことは適切ではなく、1回のサービスで行うことが原則となっており、サービスとサービスの間を概ね2時間あけるという規定となっています。ただし、利用者の状況により、サービス終了から次のサービス開始までの時間が2時間未満であっても、客観的に妥当な内容であれば、サービスの利用が認められる場合があります。

No.	分野	意見（原文のとおり）	区の考え方
4	高齢者・介護保険事業計画	<p>特養老人ホームを建設される。有難いことですが、中には他所から文京区の施設に入所目的で住民票を移す方もいらっしゃるという点について聞いています。その点を精査して欲しい。</p>	<p>特別養護老人ホームの入所選考者名簿作成に当たっては、文京区特別養護老人ホーム入所基準に基づいて行っていますが、この中で、区内居住歴の項目を設け、居住年数に応じた配点としています。</p>
5	高齢者・介護保険事業計画	<p>中間のまとめで10年ぶりに特養ホーム建設計画がのることになったが、区の建設予定地の都合により、6年先のオープンということになっている。現在、800人近い待機者がいるというのに、あまりにもカンマンな計画ではないのか。6年の間にも、国公有地の活用をふくめて増設、増床すべきだ。（特に小規模多機能は区の責任で建設可能ではないか）</p> <p>また、特養ホームみどりの郷の隣地（都営有地）の活用も是非考えていくべきだ。都に要請した時、自治体からの要望があれば協力できるという話がある。</p>	<p>新たな特別養護老人ホームの整備については、一定規模の土地が必要となるため、公有地を含めて検討した結果、現段階において、面積などの基準を満たし、最も早く整備が可能である、教育センター跡地を活用することとしています。教育センターは、平成27年4月に移転するため、その後に着工し、平成29年中に開設するスケジュールを予定しています。</p> <p>また、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、小規模多機能型居宅介護3か所、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）5か所の整備を計画しています。</p> <p>なお、文京大塚みどりの郷の隣地である都営有地の活用は考えていません。</p>
6	高齢者・介護保険事業計画	<p>福祉政策と住宅政策の具体的な連携は、基礎自治体のレベルでしか実現できないと思います。高齢者のための住宅（サービス付高齢者住宅を含めて）と在宅サービスの連携がうまくいくように施策を実施して頂きたい。</p>	<p>民間によるサービス付高齢者住宅については、文京区などの地価の高い地域では、利用者負担額が高額になるという課題が明らかになっています。</p> <p>民間によるサービス付高齢者住宅等が整備された場合、入居者の在宅サービスについては、ケアマネジャーを中心として、必要な介護サービス等の間で連携が図られると考えます。区としては、事業者に対して、適切な運営や必要な介護サービスの提供が行われているか、実地指導時に確認しています。</p>

No.	分野	意見（原文のとおり）	区の考え方
7	高齢者・介護保険事業計画	<p>地域包括支援センターの位置について センターは数が少なく、その位置についての配慮が不足</p> <p>1 なぜセンターは警察署管内と同じなのか</p> <p>2 本富士地区については台東区との境に近く、公的交通機関ではいけない場所にある</p> <p>提言 旧出張所を利用して、高齢者が歩いて行ける範囲にセンターまたはその支所を置くべきである。せめて区立図書館なみにすれば、愛称をつけるような親しみのあるものになる。</p>	<p>文京区では、民生委員、話し合い員、警察等との円滑な連携のもと、身近な地域で高齢者に対する支援を行うため、日常生活圏を「富坂地区・大塚地区・本富士地区・駒込地区」の4区分とし、各圏域ごとに、地域包括支援センターを1か所設置しています。</p> <p>各地域包括支援センターの位置については、各圏域内でのバランスを考慮し、旧出張所ごとではなく、現在の所在地としています。地下鉄の駅や都バスの停留所などから、徒歩で行くことができる距離にあります。また、訪問相談事業も実施しています。</p> <p>なお、高齢者の総合相談機能の向上を図り、緊急時の適切な対応力を高めていくため、第5期（平成24年度～平成26年度）計画期間内の早い時期に富坂地区において、活動拠点を1か所増設することを手始めに、他の圏域においても順次活動拠点を増やしていきます。</p> <p>また、区民の皆さんにわかりやすく、より身近に感じていただけるよう、区報特集号や区のホームページなどで、地域包括支援センターの愛称募集を行いました。この結果は、区報などで発表する予定です。</p>
8	高齢者・介護保険事業計画	<p>地域包括支援センターが多くの人に利用されるよう、区民のニーズに応じて、自主性を高め、区民の支援にあたっていただきたい。</p>	<p>4か所設置している地域包括支援センターの業務は、法令等に則った総合相談支援業務などの基本業務のほか、高齢福祉サービスの申請受付、見守りなどの地域におけるハートフルネットワークの推進、認知症家族交流会、出張講座の開催なども行っています。各地域包括支援センターごとに、実態把握や地域マップ作りなどで地域との連携を図りながら特色ある独自の活動を行っているところです。地域包括支援センターが更なる自主性を持ち、区民ニーズに応じた支援ができるよう区としてサポートしていきます。</p>

No.	分野	意見（原文のとおり）	区の考え方
9	高齢者・介護保険事業計画	<p>平成 23・12/8 区報について</p> <p>この区報特集号は、区民を騙している。介護保険料を平均 30% 値上げしますとはっきり書けば良いのにずるいやり方である。</p> <p>1 30% 値上げの根拠を説明して欲しい。抽象的な説明は不要。数値で算出して下さい。</p> <p>2 区長の給料、区議会議員の給料、職員の給料の明細及び総額。給料削減。職員のリストラ等を計画すること。2割カットでしょう。</p> <p>3 出入業者の経費削減</p> <p>4 プールしている貯金を吐き出して下さい</p> <p>5 職員が多すぎる。議員も多すぎる。無駄な事が多い。</p> <p>本当に区民のことを考えているのなら、介護保険料 30% 値上げはありえない。まず、自分達の身を削らないと区民が納得しない。</p>	<p>介護給付費の負担割合は法律で、給付費の 50% が税金、50% を保険料でまかなうこととなっており、給付費が増えると保険料も上昇するしくみです。</p> <p>平成 23 年 10 月現在の試算では、第 5 期（平成 24 年度～平成 26 年度）の保険料基準額は第 4 期（平成 21 年度～平成 23 年度）に比べ、25.6% 上昇となります。高齢者の増加に伴うサービス利用量の見込みが、第 4 期では 322 億 6 千万だったものが第 5 期では 379 億 8 千万に上昇したことで、第 1 号被保険者（65 歳以上の被保険者）の負担割合が 20% から 21% に見直されたことが主要因です。</p> <p>また、第 4 期では、国から介護従事者処遇改善臨時特例交付金が交付されたこと及び介護給付費準備基金を活用したことにより保険料を抑制できましたが、第 5 期では、第 4 期同様に介護報酬のプラス改定が行われること、介護従事者処遇改善臨時特例交付金が廃止になる見込みであることと、介護給付費準備基金が第 4 期ほど残っていないことも上昇の原因となります。</p> <p>区の負担割合は、12.5% とされており、給付費の増加に伴いその額も増加してきており、今後の制度運営も勘案すると、独自で一般財源を投入することは考えていません。</p> <p>区としても、国に対して、保険料上昇の抑制を要望するとともに、第 4 期に引き続き、低所得者に対する保険料負担の軽減対策を実施していきます。</p> <p>介護保険制度の安定的運営のため、今回の保険料の改定について、ご理解をいただきたいと考えます。</p> <p>なお、区職員の給与・定数、区議会議員の報酬・定数、出入業者、財政に関する意見については、所管課に伝えさせていただきます。</p>
10	高齢者・介護保険事業計画	<p>介護保険料金、高すぎます。国民健康保険の人は、なくなってしまう。</p>	
11	高齢者・介護保険事業計画	<p>介護保険料の値上げはしないで！</p>	

No.	分野	意見（原文のとおり）	区の考え方
12	高齢者・介護保険事業計画	いずれ私も利用するようになるのですが、70才、76才になっても利用しない人は払い続けるのではなく、特典がほしいです。（健康に注意しているのです）	<p>介護保険は、介護が必要な状態になっても、可能な限り地域で自立した生活を継続していただくために、40歳以上の社会全体で保険料を負担していただく相互扶助による公的社会保障であるため、利用しない方に対する特典を設けることは制度の趣旨に馴染みません。介護保険制度の趣旨をご理解のうえ、制度にご協力をお願いいたします。</p> <p>また、区では、介護が必要な状態にならないことが重要と考えており、高齢者が健康でいきいきとした生活を送るために、文の京介護予防体操などの介護予防事業を実施しています。</p>
13	高齢者・介護保険事業計画	不正受給を野放しにするな。現状は放置。健康な人間は払い損。高い保険料は不正受給でますます高くなる。	<p>区は保険者として、法制度等の正しい理解を促し、適切な介護サービスを確保するために、事業者に対し各種説明会や研修会の中で集団指導を行っています。また、事業所を訪問しての現地指導及び監査を定期的に行っています。不適切な介護給付事例が確認された場合は、介護給付費の返還を含めて速やかな改善を求め、介護報酬請求の適正化を図っています。</p> <p>第5期（平成24年度～平成26年度）においても引き続き高齢者が安心して利用できる質の高い適切な介護保険サービスを確保するため、介護保険制度運営の適正化に取り組んでいきます。</p>

No.	分野	意見（原文のとおり）	区の考え方
14	高齢者・介護保険事業計画	介護内容を受けたい人の希望の内容に。介護時間を 60 分→45 分に短縮はやめて下さい。	<p>介護保険のサービスを利用するには、ケアマネジャー等によるケアプランの作成が必要です。ケアプランは利用者や家族の要望を取り入れるだけでなく、利用者の有する能力や、取り巻く様々な状況のアセスメントを行い、本人の自立支援に向けた内容で作成されます。適切なサービスを利用できるよう、利用者、家族とサービス担当者を含めて十分に話し合い、作成することになっています。</p> <p>国の社会保障審議会介護給付費分科会において、訪問介護の生活援助について、45 分での区分を基本とした見直しを行うことが検討されています。ただし、区分の見直しが行われた場合であっても、利用者の心身の状況、生活環境や家族の状況を踏まえ、適切なアセスメントとケアマネジメントに基づき、必要なサービスを提供することになります。</p>
15	障害者計画	現在、音羽の福祉センターひまわり園は、幼稚園までの対応である。今後は、小学生まで療育する施設や機関を設置すべきである。例：小学校放課後の補習的な療育	「中間のまとめ」P206の4-4-10「教育センターの建替えに伴うサービスの充実」に記載したとおり、文京総合体育館跡地に建設する新教育センターにおいて、平成27年度から小・中学生を対象とした療育である学齢期デイサービスを新たに実施する予定です。
16	障害者計画	<p>住宅問題</p> <p>文京区は、坂も多く一戸建てや最近マンションも多いが、根津一丁目住宅しかないので、職員住宅の一部や地域センターの建て替えの時に、高齢者施設だけでなく、障害者用住宅の建設、設置をお願いしたいです。</p>	新たな障害者住宅の建設を行う予定はありませんが、障害者の方々の住まいについては、賃貸住宅をお探しの場合は、住み替え相談会、住宅あっせん、住み替え家賃助成及びすみかえサポート事業で、持家にお住まいでバリアフリー化工事を行う場合は、住宅修築資金融資あっせん事業で支援を行っているところです。

No.	分野	意見（原文のとおり）	区の考え方
17	障害者計画	<p>自立支援法から総合福祉法へ</p> <p>文京区は、障害者施策に障害当事者を過半数 参画させると共に、障害当事者や家族会なども含めた 文身連だけでなく、施設と個人も含め、文京区障害ネットワークみたいなものを作って欲しい。</p>	<p>今回の次期障害者計画を改定するに当たり、障害のある当事者や団体等からヒアリング調査を行い、またシンポジウムの開催や、障害種別ごとに意見を聞く場を設けるなど、障害を持つ当事者の意見が計画に十分反映されるよう努めてきました。今後においても、障害者施策に係る会議体への障害のある当事者の参画を推進していきます。</p> <p>また、ネットワーク化については、地域自立支援協議会を中心に検討を進めていきます。あわせて、障害のある方の自発的な連携の取組等についても、支援していきたいと考えています。</p>
18	障害者計画	<p>障害者会館を平日の日中のみならず、休日、終日に広げて欲しい。そして使用料を全額免除にして欲しい。</p>	<p>障害者会館については、障害者が利用しやすいよう、登録団体による優先利用や利用料の減額を定めています。平日夜間等は、広く一般の区民の利用ができるよう、区民会議室としての運用を行っているところですが、今後の障害者会館のあり方については、検討課題であると認識しています。</p>
19	障害者計画	<p>小中学校など</p> <p>障害のある児童・生徒にたいし介助員の増員やバリアフリー化をして欲しい。バリアフリーパートナーなど。</p>	<p>特別な支援を必要とする児童・生徒の状況に応じて、バリアフリーパートナーや介助員等について配置しています。今後も、適切な対応に努めていきます。</p>

No.	分野	意見（原文のとおり）	区の考え方
20	障害者計画	<p>施設入所を新福祉センター建設時に作ることは、都外施設のある文京区にとっては障害の程度によって必要なこともあるだろう、しかし地域の人達の協力や連携などによりできるはず、GHなどをつくっても施設でなく、地域移行できるための体験室のような介助者との関わりや生活のサポートなどをし、自立生活センターや音羽の支援センターのような場所と連携できる関係を作ってください。</p>	<p>昨年11月に区内に開設されたグループホームにおいては、体験入居できる部屋が設けられる等、グループホームでの生活を具体的にイメージできるよう、取組が進んでいます。</p> <p>また、スムーズな地域生活の移行ができるよう、相談支援体制等の充実に取り組んでいきます。</p>
21	障害者計画	<p>障害者・障害児に関する重点課題 子どもの育ちと家庭の安心への支援について</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>第一に障害があっても地域の子どもとして、とりこぼされることなく親も子どもも孤立することがないための支援が重要。障害があるということで、地域での子育てや教育環境に支障をきたさない支援があることが大前提。成長段階に応じた切れ目のない一貫した支援は、そのための手段だということ。一貫した支援があるからといって、障害のあることで子育てや教育環境が分け隔てられてしまっは、いけない。</p>	<p>福祉、保健、教育、子育てなど庁内各部署の連携を図り、障害のある子どもが成長し成人に至る各段階に応じ、一貫した支援を行っていきます。</p> <p>文京区の子育て支援施策は、「子どもを望むすべての家庭が、安心して子どもを生み、育て、子育てに喜びを感じることができること」を目標としており、就労しながら子育てする家庭や在宅で子育てする家庭、障害のあるお子さんをお持ちの家庭など「すべての家庭」を支援していきます。</p> <p>また、交流及び共同学習を充実させ、相互理解を図り、双方の子どもたちの社会性や豊かな人間性を育成していきます。</p>

No.	分野	意見（原文のとおり）	区の考え方
21	障害者計画	<p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一貫した支援は当然必要なことだが、成人期に地域で自立した生活を送るためには、子どものときから、障害がある子もない子の共に学び育ち、多様性を理解していくことが必要なため。子ども期だけの支援ではない。 ・障害のある人と共に学び育った経験がないと障害のある人に対して理解する機会がなく、自宅近隣にグループホーム等障害者施設の建設計画に反対されることが多くあるため。 ・障害者権利条約批准にむけた国の動向があるなかで、文京区としてのインクルーシブ教育に関する考え方が読み取ることのできない重点課題であるため。 	

No.	分野	意見（原文のとおり）	区の考え方
22	保健医療計画	<p>区主催のパーキンソン病体操教室が大変有意義な集いで、皆さん毎月楽しみに通って来られますが、月一回では物足りず、もう少し回数を増やせないかという要望が多く、区側は回数をふやすには、自分達が主体となって新しく立ち上げてほしいと言われます。しかし、患者さんの中に特にリーダー的な存在の方もないので、具体的に立ち上げのノウハウを示して頂かないと誰も一步を踏み出せません。足がかりというか、次のステップにつなげるところまで導いていただくことは不可能でしょうか。</p>	<p>パーキンソン病体操教室は、日常生活動作や生活の質の維持改善の契機として頂くことを目的に開催していますので、回数の増加は考えていません。</p> <p>患者等主体の体操教室立ち上げについては、現在参加者相互の交流の時間を設ける等により自助意識の醸成を図っているところであり、今後継続して患者等の主体的な活動の立ち上げにつながるよう技術的支援を行っていきたいと考えています。</p>
23	保健医療計画	<p>区は医療費がかからぬよう介護予防に力を入れているのに町医者では余計な検査をして請求されます。歯の治療が終わったのに次回の為とレントゲンを撮ったり、予防接種に行けば問診は妥当ですが、念の為レントゲンを撮りましょうと言う。区の検査ではちょっと数値が高いと様子も見ず薬を出しましょうと言う。私達、老人は健康に努力し医療費がかからぬよう気を付けているのに医者も正確な医療を心がけてほしいと思っています。</p>	<p>検査の要否や薬の処方等の診療内容については、第三者が判断できないため、説明を求めるなど、医師との十分なコミュニケーションを図ることをお勧めします。</p>

No.	分野	意見（原文のとおり）	区の考え方
24	保健医療計画	<p>高齢者の死因のなかで、「肺炎」は無視できない割合を占めています。これの予防に「肺炎球菌」の接種が有効とのことで、私は既に受けました。</p> <p>しかし、これはそれ程普及してないとのことで、その一因は接種料が高額であるからと考えます。接種料の一部（例えば1,000円）を助成すれば、普及がすすむのではないかと思います。肺炎患者が減れば、個人的には勿論、医療財政上でもプラスになるのではと思い、「肺炎球菌予防接種の助成制度」をご検討していただくことを提言します。</p>	<p>平成22年度の文京区の主要死因別死亡率において、肺炎は9.5%を占めています。さらに、75歳以上の高齢者に限定すると、11.7%と割合が増加しています。</p> <p>そこで区では、高齢者の肺炎の発症予防と重症化の防止を図るため、平成24年度の肺炎球菌ワクチン接種費用助成制度の実施に向けて、検討中です。</p>

No.	分野	意見（原文のとおり）	区の考え方
25	地域福祉保健の推進計画	<p>地域福祉計画から地域保健福祉計画への名称変更についてもっと区民に知らせる必要がある。</p> <p>保健と医療は、密接な関係にある。医療にとっては特に、障害のある人への理解が必ずしもされているとは言いがたい。区の医師会に対し、障害の理解の促進をして欲しい。もっと医療機関に対しても、障害のある人への理解促進を促して欲しい。北区や板橋区に専門機関（療育センター）があるが、緊急で受診できない事もあるので、自分の住んでいる地域でのかかりつけも必要と思う。そのために、文京区に住んでいる障害当事者を活用し、医師会とともに障害のある人へ理解を深めてほしい。</p>	<p>文京区では、区民の方が地域で安心して医療が受けられるよう、かかりつけ医事業支援を行っています。かかりつけ医は、気軽に身体や病気に関するいろいろなことを相談していただけます。</p> <p>また、地域医療連携を図るため、障害者歯科検討部会等での課題の検討や、毎週土曜日に歯科医師会の障害者歯科指導医による歯科診療を行っています。区としては、かかりつけ「医・歯科医・薬局」の支援や普及について継続していくとともに、医療関係従事者の障害者に対する理解が深まるような環境づくりに取り組んでいきます。</p> <p>なお、本計画については、様々な媒体を用いて、広く周知を図っていきます。</p>

No.	分野	意見（原文のとおり）	区の考え方
26	地域福祉保健の 推進計画	<p>道路のバリアフリー 特に道路の駐車場の切り下げを段差の緩いものにしてほしい。</p> <p>お店の入口のバリアフリー化</p> <p>小・中学校のバリアフリー化、みんなのトイレがあっても物置に物が置いてあったら使えない</p> <p>早期に江戸川橋のバリアフリー化と千駄木駅を一年先でなくエレベーター設置を早めて欲しい。</p> <p>バス停のバリアフリー化を早急にお願 いします。バス停の歩道や狭かったり、低いところが有り、バスがスロープを出しても角度が急で落ちそうになる。バリアフリーを考えるのであれば、バス停なども含めて高低差を考えて欲しい。</p> <p>障害当事者とバリアフリーチェックをして欲しい。</p> <p>公園にみんなのトイレを1カ所は設置して欲しい。</p>	<p>文京区では、誰もが安心して利用できる道づくりを目指し、バリアフリーの道づくり事業を進めており、道路改修時に、できる限り歩道の幅や段差を少なくするとともに、通行に支障のある電柱や標識等の障害物を移設するなど、歩行空間の改善に努めています。</p> <p>店舗など、多くの人を利用する施設については、引き続き、文京区福祉環境整備要綱及び東京都福祉のまちづくり条例に基づいて、バリアフリー・ユニバーサルデザインの施設整備を推進していきます。</p> <p>小・中学校の改築に当たっては、文京区福祉環境整備要綱等に沿ってバリアフリー化を図っていきます。また、障害のある児童・生徒が学校生活を送ることが施設上、困難である場合は、支障を取り除くべく施設の改修等を検討します。</p> <p>文京区内の地下鉄駅のエレベーターの設置については、これまでも東京メトロ及び東京都交通局に強く要請してきました。その結果、区内のほとんどの地下鉄駅にはエレベーターが設置されています。有楽町線江戸川橋駅の場合、現在、東京メトロが、民間敷地内での設置を検討しており、用地の確保に向けて地権者と協議を行っていると聞いています。今後とも、エレベーターの早期実現を東京メトロに引き続き要望していきます。</p> <p>バリアフリーのまちづくりを推進するに当たっては、障害者団体の協力のもと、「文京やさしいまちガイド」の作成などを行っており、今後も引き続き、障害者団体等と一層の連携を図っていきます。</p> <p>バス停については、文京区都市マスタープランにおいて、公共交通機関の利便性向上のための環境整備として、バスは区民の重要な移動手段となっており、今後事業主体と連携してバリアフリーに配慮した整備を進めていきます。</p> <p>公園のだれでもトイレについては、平成24年度から、毎年1園ずつ公園の再整備を実施していくため、その中で、設置の検討を行っていきます。</p>

No.	分野	意見（原文のとおり）	区の考え方
27	地域福祉保健の推進計画	<p>具体例から申せば、メトロ江戸川橋駅に「地上までのエレベーター・エスカレーター」を早急に設けて下さい。他の場所を含めたこうしたバリア、自転車リスク（狭い歩道）、それに急な坂（この点B一ぐるバスは改善の第一歩と評価）が高齢者の外出を妨げます。重点課題第3に当たると考えました。当方11年前に転入、今80歳です。</p>	<p>文京区内の地下鉄駅のエレベーターの設置については、これまでも東京メトロ及び東京都交通局に強く要請してきました。その結果、区内のほとんどの地下鉄駅にはエレベーターが設置されています。</p> <p>有楽町線江戸川橋駅の場合、現在、東京メトロが、民間敷地内での設置を検討しており、用地の確保に向けて地権者と協議を行っていると考えています。今後とも、エレベーターの早期実現を東京メトロに引き続き要望してまいります。</p> <p>また、だれもが安心して快適に外出できるよう、道路のバリアフリー化、自転車利用者のマナー向上、コミュニティバス「B一ぐる」の運行など、引き続き、移動しやすい交通環境づくりを推進していきます。</p>
28	地域福祉保健の推進計画	<p>大塚4丁目、5丁目、6丁目の地域ではミニバスの恩恵を受けていません。この地域高齢者も多く巡回の恩恵を考えて下さい。豊島区の区境ともなる開運坂を経由する順路を取入れて頂き度く御願いたします。運転巡路の再考を願います。</p>	<p>コミュニティバスは、既存バス路線網を補完し、公共交通を必要とする度合いが高い地域に対し運行を行うものであり、文京区では、区内に点在する公共交通不便地域の一部解消を図るため、平成19年4月からコミュニティバスの運行を開始しました。公共交通不便地域とは、最寄りのバス停や鉄道駅から半径200m以遠の地域を指します。</p> <p>なお、バスが通行可能な道路には、一定の基準（相互通行で幅員5m以上、一方通行で幅員4m以上が目安）が必要となります。今回ご要望のありました開運坂を走行するルートについては、道路幅員が狭く、バスの運行は難しい状況となっています。</p>

No.	分野	意見（原文のとおり）	区の考え方
29	地域福祉保健の 推進計画	<p>コミュニティバスの運行</p> <p>12月に小日向ルートが開始された。今までの千駄木ルートは、道幅が狭いものもあるのかもしれないが、車体が小さく車いすが二人乗るには限界があり、基本は一人しか乗れない。だが、生活の足として使っている人も多く、車いすで動いている自分にとっても時々利用している。しかし、車いすや電動車いすを使用している人は、本数の問題もあって1回逃してしまうと20分間隔なので、もっと本数を増やしてほしい</p> <p>通勤の時間帯は、同じ日立交通の足立区のコミュニティバスはるかぜのように4本運行にして欲しい。駒込ルートにしても小日向ルートにしても運行時間帯が7時～20時までなので、22時までにして欲しい。</p>	<p>コミュニティバスは既存バス路線網を補完し、公共交通を必要とする度合いが高い地域に対し運行を行うものであり、文京区では、区内に点在する公共交通不便地域の一部解消を図るため、平成19年4月からコミュニティバスの運行を開始しました。公共交通不便地域とは、最寄りのバス停や鉄道駅から半径200m以遠の地域を指します。</p> <p>このため、コミュニティバスは既存バス路線では運行できない地域をカバーするため、小型のバスとなっています。</p> <p>運行本数の拡充や運行時間の延長については、バス車両の追加購入費など多額の初期投資が増えるとともに、運転士を増加させるための人件費等の固定費も増え、運行収支に大きく影響します。昨年12月に2路線目が運行開始したところであり、当面は、既存路線の安定的な運行を目標としており、既存路線の運行状況を見極めた上で、検討したいと考えています。</p>

No.	分野	意見（原文のとおり）	区の考え方
30	地域福祉保健の推進計画	<p>これからどんどん多くなる老人に対し 具体案では、出来る丈金を使わないボランティアや警察との協力、消防庁との協力等もっと他の組織との協力を有効に使うべきと思う。小生も70才を過ぎましたが、お金は有限とすれば、子供・幼児に対して多く使ってほしい。例えば、老人と自転車事故の多発を防ぐ為、歩道のカンバンの撤去、広歩道の自転車道の徹底等、警察に頼む等ケアになる前にすべき。</p>	<p>地域の様々な課題を解決していくため、ボランティア、警察、消防などを含め、地域の様々な主体との連携をさらに強化し、支援体制を充実させていきます。</p> <p>自転車事故の防止については、NPOや地域団体とも協働しながら、自転車駐車場の整備、放置自転車の撤去、利用者のマナー向上など、総合的な自転車対策を実施するほか、道路のバリアフリー化を進め、だれもが安心して快適に外出できるよう、引き続き、移動しやすい環境づくりを推進していきます。</p>
31	地域福祉保健の推進計画	<p>人にやさしい町づくりといいますが、15階のビルばかりたって、裏の住宅地の住民にとって、人にやさしい町づくりでしょうか？</p>	<p>文京区都市マスタープランにおいて、良好な住環境の形成等を目的として、建築物の高さに関する方針を定め、この方針を実現するために、現在、絶対高さ制限を定める高度地区の指定に向け、手続きを進めています。絶対高さ制限は、周辺市街地から突出した建築物の出現を防ぎ、建築物の高さを適切に誘導し、秩序ある市街地の形成を図るものです。</p> <p>なお、建築物が落とす日影については、建築基準法及び東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例で規制が行われています。</p>

No.	分野	意見（原文のとおり）	区の考え方
32	地域福祉保健の 推進計画	<p>避難所に福祉作業所や施設は入っていない。高齢者や身体の不自由な人達は、近くに避難所があっても広域避難所のような所でも、小石川植物園のように一方通行でしかも坂がきついところでは、ふだん電動車いすで動いていても、震災が起こった際は、普通の車いすでうごくことになる</p> <p>しかし、文京区は坂の勾配がきついところも多いので、障害のある人が通っている通所施設等を避難所協定して欲しい。</p> <p>あとは、地域センターや商店街の空き店舗等を避難所として設置し、来年度の新防災計画に、地域の障害当事者を計画の中に多数入れること。</p>	<p>現在、区では、平成 23 年 3 月 11 日発生した東日本大震災での検証結果を踏まえ、一般の避難所で生活することが困難な災害時要援護者等が避難するための福祉避難所の整備に関する検討を行っています。</p> <p>今後、具体的な検討を進め、災害時要援護者の受入れについて、特別養護老人ホーム等と協定を締結していきます。</p> <p>また、地域防災計画の改定に当たっては、会議体という形ではありませんが、障害者、高齢者、子育てをしている方など、多くの方から意見を聴く場を設けていきます。</p>

No.	分野	意見（原文のとおり）	区の考え方
33	地域福祉保健の推進計画	<p>昨年の3.11 東日本大震災をうけ、地域福祉の核となる民生委員が、自治会や地域と協力し、把握している高齢者や障害のある人、地域の人々の安否確認をもっと確実にしたい。</p> <p>しかし、最近の傾向として自治会離れの若い人も増えているし、障害にある人は作業所や通所施設に通っている人は、なかなか地域とのつながりが薄く、また生活保護などを受給している人であれば、民生委員が担当なので関わりがあるが、施設以外に通っている人は障害福祉課や高齢福祉課が把握をしない限り震災などの時に状況把握はできないと思います。</p>	<p>文京区では、平成19年度から災害時要援護者名簿登録制度を設け、災害時に自らの身を守ることや避難することが困難な災害時要援護者に対して、安否確認、避難誘導等を適切に行うため、関係機関等と必要情報を共有し、相互に連携して、災害時の支援に備えており、平成23年度には名簿の内容充実を図っています。</p> <p>平成23年3月11日に東日本大震災が発生した際は、この災害時要援護者名簿に基づき、民生委員が、災害時要援護者に対して、安否確認を行いました。</p> <p>災害時に個々の状況に応じた支援が円滑に行えるよう、引き続き、災害時要援護者の情報を適切に把握するとともに、区民防災組織、民生委員・児童委員等との連携をさらに深め、地域での支え合いに基づく支援体制を充実させていきます。</p>
34	その他	<p>文京区在住の高齢者の平成24年～平成26年の3年間の推移から計画が策定され、26年以降も推計されて、出来る事、出来ない事を知らせて頂きたい。</p>	<p>平成24年度から平成26年度までに実施する具体的な施策と目標については、各分野別計画の「計画事業」の項目に記載しています。</p>
35	その他	<p>最終報告書では「新たな施策」が区民に分るように、分かり易くまとめて頂きたい。</p>	<p>計画の周知と併せて、様々な媒体を用いて、新規事業の周知を図っていきます。</p>

No.	分野	意見（原文のとおり）	区の考え方
36	その他	<p>放射性物質、及び放射線量を計測し、情報公開していただきたい。</p> <p>東京大学の中に、実験用の原子炉があるのだから、文京区は区民の安心安全確保に務めていただきたい。</p>	<p>文京区では、空間中や給食等の放射線量の測定を実施しています。測定結果については、区のホームページ等で公開しています。</p> <p>また、東京大学に確認したところ、区内の敷地に実験用の原子炉を有したことはないとの回答を得ています。文京区では、以前から、東京大学において事故等が発生した場合の連絡先を確認するなど、連絡体制の整備を図っており、今後も区民の安全・安心の確保に努めていきます。</p>
37	その他	<p>私は「なごやかクラブ」(福祉センター)にお世話になっております。活動もありがたいのですが、皆様と顔みしりになれるので、道であってご挨拶が出来る事です。昔のご近所つきあいと違い、空ばかり見ているので。</p>	<p>ご意見ありがとうございました。</p>
38	その他	<p>とにかく、ごくろうさま。よう、まとめてあります。あとは、これを如何に区民ひとりひとりにわからせるか…。難題です。</p>	<p>区民の皆さんにわかりやすい計画となるよう努めるとともに、計画の概要版を配布するなど、広く周知を図っていきます。</p>

No.	分野	意見（原文のとおり）	区の考え方
39	その他	<p>①説明会を実施し区民の意見を聞いてから決定するのか？</p> <p>②もう決定したものを説明し、やったやっとなら自画自賛し、既成事実だけ作るのか？単なるガス抜きなのか？</p> <p>③こんな大事な事を 12 月の忙しい時期に実施するのは、わざと人が集まらないようにしている。文京区役所の人達はこういう人間の集まりである。反省したらいかがですか？こういうやり方は必ず問題が起きますよ。</p>	<p>区民説明会は、地域福祉保健計画改定の検討に当たり、区民の皆さんに「中間のまとめ」をお知らせし、ご意見を伺うために、各日常生活圏域（富坂地区・大塚地区・本富士地区・駒込地区）ごとに開催しました。</p> <p>いただいたご意見については、可能な限り計画に反映できるよう、十分に検討を行ったうえで、計画を改定します。</p> <p>また、区民説明会の開催日程については、多くの方にご参加いただけるよう、平日の夜間と土曜日の午前中に設定し、区報特集号や区ホームページで周知しました。</p>
40	その他	<p>スライドや写真などを見ながらの説明と予想していたので、入って職員の方々の人数の多さ、分厚い冊子に説明をして下さる方々の熱意を感じましたが少々専門的？という感じは否めなかったのは参加者の方の発言からも知る事ができました。それでも、日常の疑問や迷いや葛藤をこういう場所を通して認識や見解、情報を正しく修正できる機会を与えて下さった事は大変嬉しく思います。女性の職員（発言される可能性のある）割合が少し少ないかな？という感じもしましたが、社会という共同体の中での情報というものを知る事ができ安心しました。</p>	<p>本計画については、区が、今後3年間に取り組む福祉保健施策の方向性を示すものであり、内容が多岐にわたっているため、分量が多くなっています。区民説明会では、時間の制約もあり、詳細な説明はできませんでしたが、計画の改定に当たっては、区民の皆さんに分かりやすいものとなるよう、努めていきます。</p>

No.	分野	意見（原文のとおり）	区の考え方
41	その他	<p>特集号のみ読みました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 財政だいじょうぶですか 2 それぞれの計画（施策）優先順位と全体体系のバランス配慮 3 組み合わせ（自助等）考え方と具体的な分担 4 区民参加の進め方 5 区民への理解と徹底、コンセンサスを 得るための努力 などが必要 	<p>本計画については、区が、今後3年間に取り組む福祉保健施策の方向性を示すものであり、各施策間に優先順位は設けていません。</p> <p>一層増加するとともに多様化が進む福祉保健ニーズに対しては、地域の構成員である住民、福祉関係団体、事業者、区等が、それぞれの役割と責任を分担しながら、地域全体で支え合っていくことが重要であると考えています。具体的な分担については、個々の状況によって、判断することになります。</p> <p>区民参画を進めるため、公募区民、学識経験者等で構成する地域福祉推進協議会を運営し、区民等の意見を反映させながら、本計画の進行管理を行っていきます。なお、この会議は、すべて公開とし、広く区民に開かれた審議を行います。</p> <p>本計画の改定に当たっては、検討経過をホームページ等で公表するとともに、「中間のまとめ」について、パブリックコメントの実施や区民説明会の開催により、区民の皆さんからご意見を伺い、可能な限り計画に反映できるよう、十分に検討を行ったうえで、計画を改定します。また、区民の皆さんにわかりやすい計画となるよう努めるとともに、計画の概要版を配布するなど、広く周知を図っていきます。</p> <p>財政状況に関する意見については、所管課に伝えさせていただきます。</p>

2 区民説明会

No.	分野	意見（要旨）	区の考え方
1	高齢者・介護保険事業計画	<p>高齢者・介護保険事業計画の改定に当たっての調査は、どのように行ったのか。その結果は、公表されているのか。</p> <p>また、結果は計画に反映されているのか。</p>	<p>今回の計画改定に当たり、平成 22 年 11 月に文京区在住で介護保険の要支援・要介護認定を受けていない 70 歳以上の被保険者を対象とした「高齢者現況把握調査」と、文京区在住の 65 歳以上で介護保険の要支援・要介護認定を受けている被保険者及び要支援・要介護認定を受けていない 55 歳～69 歳の被保険者を対象とした「高齢者等実態調査」の 2 種類の調査を実施しました。</p> <p>この結果については、すべて公表しており、行政情報センター、図書館、区ホームページなどでも、閲覧することができます。</p> <p>また、調査の結果は、分析した上で、今回の計画に反映させています。</p>
2	高齢者・介護保険事業計画	<p>昨年の高齢者に対する調査の際、無記名での提出であるにもかかわらず、提出しないと督促が来たのは、何故か。</p> <p>無記名なのに、個人を特定する必要があるのか。それならば、記名式でよいのではないか。</p>	<p>回収率を向上させるため、無記名調査としました。返信用封筒に付番することで、未提出者を特定する仕組みとなっています。ただし、返信用封筒が到着後、調査票と付番してある返信用封筒は切り離したため、個人を特定することはできません。</p>
3	高齢者・介護保険事業計画	<p>「地域活動の担い手への支援」とあるが、具体的に何を支援するのか。</p>	<p>社会福祉協議会が策定する、来年度からの地域福祉活動計画の中では、地域に地域福祉コーディネーターを配置し、小地域福祉活動を展開していくこととしています。これは、社会福祉協議会が地域の中に入り、意見交換しながら、課題を拾い上げ、コーディネートしながら、課題を解決していくというものです。このような活動に対して、支援を行っていきます。</p>

No.	分野	意見（要旨）	区の考え方
4	高齢者・介護保険事業計画	「介護保険サービスや認知症対策を充実させる」や「家族に対する支援」とあるが、新たに行うサービスはあるのか。	従来のサービスを充実させるとともに、新たに平成 24 年度法改正により創設されるサービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護を第 5 期（平成 24 年度～平成 26 年度）期間中に整備します。 また、地域包括支援センターに看護師資格を持つ医療連携推進員を平成 23 年 10 月から配置し、医療と介護の連携を強化しています。
5	高齢者・介護保険事業計画	新たな特別養護老人ホームの整備については、平成 27 年度に着工となっているが、この計画の期間後である。教育センターとの関連もあると思うが、もう少し早くならないのか。	新たな特別養護老人ホームの整備については、一定規模の土地が必要となるため、公有地を含めて検討した結果、現段階において、面積などの基準を満たし、最も早く整備が可能である、教育センター跡地を活用することとしています。教育センターは、平成 27 年 4 月に移転するため、その後に着工し、平成 29 年中に開設するスケジュールを予定しています。
6	高齢者・介護保険事業計画	新たに整備する特別養護老人ホームは、定員が 80 人と聞いているが、そのとおりなのか。 入所待機者のうち、要介護度 4・5 の人は、400 人程度いるが、定員 80 人では、対応できないのではないのか。	整備のあり方については、民間事業者の公募による整備を想定しているため、来年度以降の具体的な検討の中で、可能な限り多く、定員を確保していきますが、ユニット型個室や多床室の割合など、様々な条件によって、定員が変わってくるため、現段階では定員をお示しすることはできません。 今後の特別養護老人ホームの整備については、介護保険料への影響や入所申込者の状況などを勘案し、検討していきます。
7	高齢者・介護保険事業計画	10 月からサービス付高齢者向け住宅の制度が開始されているが、高齢者に対する住宅供給について、福祉サイドではどのように考えているか。	民間によるサービス付高齢者住宅については、文京区などの地価の高い地域では、利用者負担額が高額になるという課題が明らかになっています。 今後は、民間事業者に対して、情報提供などの支援を行うとともに、民間によるサービス付高齢者の実現の可能性について、検討を行っていきます。 また、高齢者賃貸住宅登録事業については、緊急通報装置を設置するほか、各種の福祉サービスや見守りの活用を提案するなどして、普及を図っていきます。

No.	分野	意見（要旨）	区の考え方
8	高齢者・介護保険事業計画	介護保険法の改正により、介護予防・日常生活支援総合事業が、自治体の判断で実施できるようになったが、文京区で実施する予定はあるのか。	介護予防・日常生活支援総合事業については、要支援と特定高齢者を行き来する高齢者を対象とした、介護予防を含めた総合事業ですが、現段階では、第5期（平成24年度～平成26年度）期間中での実施予定はありません。サービスの詳細や効果が不明であり、地域支援事業との関係もあるため、第6期（平成27年度～平成29年度）計画において、実施するかどうか検討していきます。
9	高齢者・介護保険事業計画	介護保険料の今後の変動要素について、国で介護報酬の改定を検討していると思うが、その影響をどのように考えているのか。	介護報酬の改定については、現段階では、確実なものがなく、推計できませんが、下がるとは考えていません。 介護給付費準備基金については、平成23年10月現在では、平成23年度末現在で残額を3億8,000万円と見込んでおり、そのうち、約1億円の活用を見込んでいます。
10	高齢者・介護保険事業計画	制度からではなく、区民の生活からみて、介護保険料は高い。 また、介護給付費準備基金や財政安定化基金は、どの程度を見込んでいるのか。	財政安定化基金については、平成23年10月現在では、約1億円の活用を見込んでいます。
11	高齢者・介護保険事業計画	前年の区の収支で、74億円が積み増されたと聞いているが、その一部でも使えば、これほど介護保険料は上がらないのではないか。	介護保険の財源は、利用者負担分を除いた介護給付費を、国・東京都・文京区で負担する公費負担と、40歳以上被保険者が負担する保険料負担でまかなわれています。区の収支が積み増しされたとしても、区の負担は、法律で12.5%と定められており、これを超えて負担することはできません。 区としても、国に対して、保険料上昇の抑制を要望しています。
12	高齢者・介護保険事業計画	介護保険料が確定する際は、どのような形で知ることができるのか。 また、最終的には、どこで決定するのか。	区民に対しては、平成24年3月に発行する区報特集号で周知します。 また、保険料の改定については、条例改正の必要があるため、平成24年の区議会第1回定例会での改正を予定しています。

No.	分野	意見（要旨）	区の考え方
13	障害者計画	<p>障害者計画の改定に当たり、初めてヒアリング調査を行うなど、障害を持つ当事者の意見を聴く場を設けたことは評価できる。</p> <p>現在の障害者部会は、障害を持つ当事者が2名しかおらず、国のように、半数以上を入れてほしい。</p>	<p>今回のヒアリング調査では、身体障害者だけでなく、知的障害や精神障害を持つ方も本人から聴けないかという取組を行い、会議体という形ではありませんが、本人が発言しやすい環境で、意見を聴いています。</p> <p>障害者の参画をさらに進めていくことは、課題として考えています。</p>
14	障害者計画	<p>新福祉センターに施設入所支援を40床設けることについて、重度の人や医療が必要な人もいるため、必要性は理解しているが、地域移行を進めていこうという中で、国の動きに逆行していないか。</p>	<p>国の方針で、地域の中で障害者が暮らしていける環境にすべきという考え方がありますが、専門的な対応が必要な人にとっては、地域に移行できない場合もあります。</p> <p>区内に入所施設が1か所もないという状況では、必要であると考えています。</p>
15	障害者計画	<p>車椅子を使用している人は、災害時に避難場所に行くことが困難で、防災訓練にも参加が難しい。</p>	<p>災害時の避難については、課題であると考えています。平成24年度に、地域防災計画を見直す中で、関連部署が連携しながら、考えていきます。</p>
16	地域福祉保健の推進計画	<p>区の防災会議の中に障害を持つ当事者が入っていないので、地域の様々な人を入れてほしい。</p>	<p>会議体という形ではありませんが、障害者だけでなく、高齢者や子育てをしている方など、多くの方から意見を聴く場を設けていきます。</p>
17	地域福祉保健の推進計画	<p>千駄木に東日本大震災のような地震があれば、全滅してしまう。消防車などが入れる道路はなく、池を2つ3つ作らなければ、小学校のプールだけでは間に合わない。区の職員は、文京区の中を知らない人が多いため、災害が発生したら、避難所の指示など、だれが行うのか。</p>	<p>避難所の場所については、これまでも町会に対して周知していますが、東日本大震災以降、より意識が高くなっているため、今後も引き続き周知していきます。</p>

No.	分野	意見（要旨）	区の考え方
18	地域福祉保健の推進計画	災害時の備蓄物資は、聞くところによると、食糧は人口の20%の1日分、水は幼児のミルク用しかないとのことである。帰宅困難者対策に力を入れているようだが、区民はどうするのか。東京都も給水車をほとんど持っておらず、3日分の食糧と水を確保しろというのは矛盾がある。	文京区の地域防災計画では、マグニチュード7.3の地震による被害を想定しており、避難所に避難するのは、全体の20%と見込んでいるため、それに基づいて、各避難所に1日分の食糧を備蓄しています。飲料水については、保管場所の問題から、教育の森公園と本郷給水所に確保しており、人口1か月分の必要量は充足されています。 なお、区に給水車はありませんが、災害時は、車に折り畳み式の給水槽を積載し、それが給水車の役割を果たします。
19	地域福祉保健の推進計画	全体の20%しか、避難所に避難しないということだが、それほどうまくいくのか。	被害想定が変わってくれば、それに応じて、備蓄量も変えていくこととなります。この被害想定は、東日本大震災を踏まえて、新たに、東京都が今夏に出すため、区としても、平成24年度末までに地域防災計画を見直す予定です。
20	地域福祉保健の推進計画	区民は、区の備蓄状況を知らないため、もっと周知すべきではないか。	平成24年度に地域防災計画を修正する中で、区の備蓄状況についても、区民に周知を図っていきます。
21	地域福祉保健の推進計画	小学校のプールには、すべて水が入っているのか。	区立小学校のプールの水は、D級ポンプによる火災の消火にも利用するため、すべて確保しています。
22	その他	民生委員の名前や住所は、以前、区報に掲載されたと思うが、それだけでは分からないので、一度だけでなく、数回に一度は、電話番号も含めて、区報に掲載すべきではないか。	民生委員は、3年ごとに改選するため、その際に、名前と住所を区報に掲載しています。電話番号については、いたずら電話を防止するため、掲載していませんが、問い合わせいただければ、担当の民生委員を紹介しています。
23	その他	より多くの人意見を聴いて計画に反映したいと言いながら、実際に反映する気があるとは思えない。	いただいたご意見については、可能な限り計画に反映できるよう、十分に検討を行ったうえで、計画を改定いたします。

No.	分野	意見（要旨）	区の考え方
24	その他	説明会の場で「中間のまとめ」を渡されても読み切れないため、参加者に対して、あらかじめ資料を配付することはできないのか。	図書館、地域活動センターなどに、閲覧用の「中間のまとめ」を配置するほか、区ホームページに掲載するなど、多くの方がご覧いただけるようにしていますが、今後については検討していきます。
25	その他	「中間のまとめ」は、分厚くて見る気になれない。もっと簡単にわかりやすくしてもらいたい。	本計画については、区が、今後3年間に取り組む福祉保健施策の方向性を示すものであり、内容が多岐にわたっているため、分量が多くなっていますが、区民の皆さんに分かりやすいものとなるよう、努めていきます。
26	その他	今回の区民説明会は、4回のうち、2回が景観計画の説明会と日程が重なっているが、事前に調整できたのではないのか。	区民説明会の開催日程については、多くの方にご参加いただけるよう、平日の夜間と土曜日の午前中に設定しましたが、内部での調整を含め、今後、改善していきます。
27	その他	本日12月15日は、高齢者にとって、年金を受け取る日である。銀行の帰りに説明会には行きにくい。	
28	その他	12月8日に区報特集号が発行され、区民説明会の初日が13日からという日程で、本当に区民に知ってもらいたいと思っているのか、疑問に感じる。 説明会では、区の職員より参加者が少ない方が普通になっており、パブリックコメントの結果も区報に掲載されていない。	いただいた意見については、紙面の都合上、区報に掲載することは困難ですが、可能な限り多くの場所に、パブリックコメントの結果を配置し、多くの方がご覧いただけるようにしていきます。

No.	分野	意見（要旨）	区の考え方
29	その他	これだけの内容であれば、もっと時間をかけて、1項目ずつ説明し、説明会の回数も増やして、区民の意見を聴くべきだと思う。これだけだと、生活との接点がわかりづらい。	本計画については、区が、今後3年間に取り組む福祉保健施策の方向性を示すものであり、内容が多岐にわたっているため、分量が多くなっています。区民説明会では、時間の制約もあり、詳細な説明はできませんでしたが、計画の改定に当たっては、区民の皆さんに分かりやすいものとなるよう、努めていきます。
30	その他	「中間のまとめ」は分量が多く、これを見て理解するのは無理があるが、説明会の場に、民生委員や地域包括支援センターの職員がいて、その輪の中に入るようなものであれば、様子が違うと思う。	